

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年9月12日（平成29年（行個）諮問第142号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行個）答申第195号）

事件名：行政評価局行政相談業務室から本人宛ての特定日付け回答文書に関する文書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月19日付け総評相第96号により総務大臣（以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、回答文書の起案文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

回答文書の中に、「当室からあなた様への回答は、全て組織として回答しているものである」とあるので、組織として決定した証拠（起案し決裁を受けたもの等）があるはずだから。

相談対応票は、回答文書を起案し決裁を受けた後に供覧するものであるから。

##### （2）意見書

#### ア 相談対応票・特定職員A-1（特定受付番号A）

理由説明書（下記第3の4）の記載が本当であれば、公正証書で指定した遺言執行者の貸金庫開扉権限について、特定職員Aが相談対応票で主張する①所管は金融庁、②北海道財務局に新たな制度要望を伝えた、③代理人が貸金庫を開扉することができる、④北海道財務局の担当者に直接意見を述べるができる、の4点を、北海道管区行政評価局内で検討し、管理者が了承し回答をしたことになる。

平成29年（行個）諮問第74号で、北海道財務局の主張「あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨回答している。」が正しく、①②③④は虚偽であることが判明している。

イ 相談対応票・特定職員A-2（特定受付番号B）

件名：国税庁HPのアドレスを教えてください、に対し、北海道管区行政評価局内で検討し、管理者が了承し、回答：代理人が貸金庫を開扉できることを再度丁寧に説明する、と質問と関係のないことを述べている。アドレスは2年後に行政相談業務室（総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室（当時。現総務省行政評価局行政相談管理官室）を指す。以下同じ。）から通知することとした。

ウ 相談対応票・特定職員A-3（特定受付番号C）

特定職員Bは特定職員Cに、特定職員Dは特定職員Eに、特定職員Fは特定職員G、特定職員Hに照会し回答を得ているが、今回は特殊な案件として、北海道管区行政評価局内で検討し、管理者が了承し、札幌法務局の担当者の職氏名を尋ねないことにした。特定職員Aはそれに基づき、札幌法務局氏名不詳の職員に照会（電話）した。そして、回答（電話）があった時も、氏名を尋ねなかった。

エ 特定職員A個人が虚偽の回答をしたのではなく、北海道管区行政評価局が組織として虚偽の回答をしていたことになる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

平成29年5月19日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。処分庁は、開示請求の対象となった保有個人情報を特定し、同年6月19日付けで開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、開示決定された保有個人情報の中に、審査請求人への回答文書の起案文書等が含まれていないとして、同年8月5日付けで諮問庁に対し行われたものである。

#### 2 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった文書は、本件請求保有個人情報である。

#### 3 審査請求の理由

全部開示の決定を受け、別紙の1の③に対応する文書として相談対応票（特定受付番号D）の開示を受けたが、回答文書の起案文書等が含まれていない。

回答文書の中に、「当室からあなた様への回答は、全て組織として回答しているものである」とあるので、組織として決定した証拠（起案し決裁を受けたもの等）があるはずであり、相談対応票は、回答文書を起案し決

裁を受けた後に供覧するものであるから。

#### 4 諮問庁の意見

原処分においては、審査請求人が開示請求した別紙の1の③に該当する文書について、相談対応票（特定受付番号D）のみであるため、これを特定し、開示する旨決定したものである。

審査請求人は、「回答文書の中に、「当室からあなた様への回答は、全て組織として回答しているものである」とあるので、組織として決定した証拠（起案し決裁を受けたもの等）があるはずであり、相談対応票は、回答文書を起案し決裁を受けた後に供覧するものであるから。」として、原処分において特定した文書の外に回答文書の起案文書等が特定すべき文書としてあるはずであると主張している。

しかしながら、行政相談業務室において、相談者への回答については、行政相談業務室内で検討し、管理者の了承を得た上で組織として回答しているものであり、紙による起案・決裁は行われておらず、また、相談対応票については、個別の行政相談の対応について局所相談データベースに逐次入力しているものであり、紙による供覧はしていない。

以上を踏まえれば、原処分において別紙の1の③に該当する文書として、相談対応票（特定受付番号D）の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、原処分を維持することが妥当であると考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年9月12日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月16日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成30年2月2日  | 審議            |
| ⑤ | 同月27日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、行政相談業務室から審査請求人宛ての回答文書（文書2）について組織として決定した証拠（起案し決裁を受けたもの等）があるはずである旨主張しており、当該回答文書に係る起案文書に記録された保有個人情報の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人が作成されているはずであるとして開示を求める文書2の回答文書に係る起案文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 行政相談について、行政相談業務室において相談者に回答を行うに当たっては、担当者が回答案を作成し、同室内及び管理者に説明して了解を得ているが、その際には、紙に印刷した回答案を使用して説明を行っており、起案文書は作成していない。

イ 上記アの説明の後、管理者の了解を得た回答案により相談者への回答を行い、その写しを相談対応に係る記録として相談対応票とともに保存しているが、説明に使用した回答案そのものは廃棄している。

ウ 本件においても、上記ア及びイのとおり、管理者の了解を得た上で文書2に係る回答文書の案を作成し、管理者等に説明して了解を得た後、相談者への回答を行ったものであるが、起案文書は作成しておらず、保有していないし、当該回答案も廃棄済みである。

エ なお、総務省における文書の起案、決裁等について定められた総務省行政文書取扱規則（以下「規則」という。）の別表第1に「決裁を要する文書の件名」が列挙されているが、相談者への回答文書はこれに含まれておらず、決裁を要する文書には該当しない。

(2) そこで検討すると、諮問庁から規則の提示を受けて当審査会において確認したところ、規則で定められた決裁を要する文書に関する上記(1)エの諮問庁の説明はそのとおりであると認められる。そうすると、行政相談業務室において相談者に回答を行うに当たって作成する文書に関する上記(1)アないしウの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

その外、総務省において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していることをうかがわせるような事情も認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、総務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

「審査請求人が、特定年月日 A 付けで懲戒処分申出した案件について、①同日付けの総務大臣宛て郵送文書、②特定年月日 B 付けの行政相談業務室回答文書、③その他起案文書など関係資料一式」に記録された保有個人情報

### 2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 審査請求人から総務大臣宛ての特定年月日 A 付け書簡

文書 2 行政相談業務室から審査請求人宛ての特定年月日 B 付け回答文書

文書 3 相談対応票（特定受付番号 D）